



宮崎労働局発表
令和3年8月10日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 森 久美
室長補佐 吉田 恭
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

令和3年度宮崎県最低賃金の改正答申について

宮崎地方最低賃金審議会（会長 松岡優子）は、8月10日付けで宮崎労働局長（田中大介）に対し、現在の宮崎県最低賃金時間額793円から「28円引上げ」となる「時間額821円」とする旨の答申を行った。

宮崎地方最低賃金審議会は、令和3年7月2日に宮崎労働局長から「宮崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、8月10日、同審議会は現行の宮崎県最低賃金「時間額793円」について、「28円」引上げ、「時間額821円」に改正を求める旨、宮崎労働局長に対し答申を行いました。

当該答申は、中央最低賃金審議会の引上げ額で示された目安額28円を参考にしつつ、宮崎県の景気動向、雇用失業情勢及び賃金改定状況等を総合的に勘案して、公益、労働及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

なお、宮崎地方最低賃金審議会は、新型コロナウイルス感染症の影響はワクチン接種が進んでもなお、先行きが不透明な状況の中、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持できるよう最大限の配慮を国に求めるとともに、地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう下記のとおり付帯決議を併せて行いました。

宮崎労働局では、この答申に基づいて、速やかに所要の改正手続きを進める予定であり、改正された宮崎県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続等を経た後、10月初旬（最短で10月6日）に発効される見込みです。

記

付帯決議

- 1 中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう「雇用調整助成金」、「業務改善助成金」、「事業再構築補助金」をはじめとする各種支援策を強化すること。
- 2 コロナ禍において直接間接を問わず影響を受けている中小・小規模事業者「に対しては特例措置として、賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付等支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議が行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること。

【参考；宮崎県最低賃金額及び前年度上昇率、上昇額】

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	714円	737円	762円	790円	793円	821円
対前年度上昇率	3.03%	3.22%	3.39%	3.67%	0.38%	3.53%
対前年度上昇額	21円	23円	25円	28円	3円	28円